

## 競争参加資格停止措置の概要

1 競争参加資格停止措置業者名及び住所：

競争参加資格停止措置業者名 株式会社三輝設計事務所	住 所 福井県福井市和田 1-4-10
------------------------------	------------------------

2 競争参加資格停止措置期間：

平成31年3月8日から平成31年11月7日まで8ヶ月

3 競争参加資格停止措置理由

＜該当案件＞

雇用促進住宅茅ヶ崎宿舎2号棟取壊し工事設計監理業務

当該業務の設計工期末日（平成31年2月27日）の完成検査に合格できず、平成31年3月1日付「覚書」により設計工期を平成31年3月8日まで延長したにもかかわらず、延長工期末日になっても設計業務を完了できなかったことは、「競争参加資格の停止等の措置を定める件（平成23達第89号）」第3条別表第1第4号（契約違反）に該当する。

また、昨年度においても複数の案件で履行遅延を発生させ、平成30年3月12日から平成30年7月11日まで競争参加資格停止処分を受けており、当該停止期間終了後、短期間で繰り返し履行遅延を発生させたことは、著しく信頼関係を損なう不誠実な行為であり、「競争参加資格の停止等の措置を定める件（平成23達第89号）」第6条第4項における極めて悪質な事由とみなし、資格停止の期間を当該期間の2倍に延長することとする。

＜平成23年達第89号 別表第1＞

3 略  (契約違反)	略
4 機構発注工事等の契約の履行に当たり、契約に違反し、当該契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内
5 略	略

問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構契約第一課工事契約係

TEL 043-213-6420、6421、6422(直通)